

宇部市食品専門展示会等出展支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食品業等を営む市内中小企業・小規模企業の販路開拓等を支援することにより、本市の産業振興及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、宇部市食品専門展示会等出展支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本社又は支社若しくは主たる生産・製造等拠点を有し、市税等の滞納がない食品等事業者（食品衛生法第三条第1項）及び食品の採取業（令和3年4月22日付け薬生食監発0422第12号）を営む者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者の食品等を、県外及び国外において、販路拡大・販路開拓を目的に展示会、商談会等（以下「展示会等」という。）に出展する事業で、申請年度内に着手し、完了できるものとする。ただし、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 憲法その他諸法令の規定に抵触する事業
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害すると認められる内容をもつ事業
- (3) 特定の政党及び宗教並びに暴力組織その他思想的背景をもつ者が実施する事業
- (4) 国、地方公共団体（宇部市を含む。）又は民間事業者等による補助又は助成等を受けて実施する事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象は、補助対象事業を実施するために必要となる経費とし、その内容については別表のとおりとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）又は10万円のいずれか低い額とする。ただし、同一の補助対象者に対して交付する補助金額は、同一年度内において20万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業開始の2週間前までに、以下の書類を添付の上、交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象者の概要が分かる書類又はその写し
- (2) 展示会等の概要が分かる書類
- (3) 出展する食品等に関する書類
- (4) 市税等の滞納がないことの証明書

(5) 補助対象経費の金額を称する書類の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助事業及び補助上限額の決定)

第7条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、予算の範囲内において、補助金の交付及び補助金の上限額について、書類審査により決定するものとする。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付及び補助金の上限額を決定したときは、交付決定通知書(様式第2号)により、補助金の不交付を決定した時は、不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に対してその旨を通知するものとする。

2 市長は、前条の規定による交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

(変更承認申請)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、補助対象事業の内容及び経費の変更をしようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の変更交付決定を行い、変更交付決定通知書(様式第5号)により、補助金交付決定者に通知するものとする。ただし、補助金の額は、前条第1項に掲げる交付決定通知に記載された金額を超えないものとする。

3 市長は、第1項の承認に際して必要な条件を付することができる。

(中止の届出)

第10条 補助金交付決定者は、補助対象事業をやむを得ない理由により、中止しようとするときは、速やかに中止届書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 補助金交付決定者は、補助対象事業を完了したときは、完了した日から30日を経過した日又は補助対象事業を実施する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第7号)に関係書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助対象事業が適切に遂行されていると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第8号)により、補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助金交付決定者は、補助対象事業の完了後、補助金の交付を受けようとするときは、補

助金請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還等)

第14条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (2) 補助対象事業の執行方法が不相当と認められたとき。
- (3) 申請、報告に虚偽の事項が認められたとき。
- (4) 第10条に規定する届出があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(情報の公開)

第15条 この要綱の規定に基づき、補助金交付決定者が市長に提出した書類は、原則として市民の閲覧に供することができるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

補助対象経費	内容	留意点
1 小間料・参加料	出展料、ブース借上料その他これに相当する費用	
2 展示装飾費	小間を効果的に展示装飾するための経費及び備品リース料	
3 広報物製作費	新たに作成するパッケージ・デザイン等に係る製作費	
4 運搬費	必要となる輸送費	
5 交通費	鉄道費、船賃、航空費及び有料道路通行料	交通費及び宿泊費については、宇部市職員等旅費に関する条例及び宇部市職員等の旅費に関する条例施行規則を準用し、その額をもって補助対象経費の上限とする
6 宿泊費	必要となる宿泊費	
7 その他	市長が必要と認める経費	食料費等の個人消費的経費、人件費等は除く